年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1.	今回	0	あっ	サん	二等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から41年3月まで

国民年金保険料は村の納付組織からの集金により毎月夫婦分を一緒に 納めていたはずなのに、私だけ未納になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間はすべて納付しており、一緒に納付したとする申立人の夫は、申立期間を含め加入期間はすべて納付している上、夫が所持する国民年金手帳により申立期間を含み納付日の確認できる期間についてはすべて納期限内に納付していることが確認できる。

また、当時同居していた義父も国民年金に高齢任意加入しているとともに、 申立人は、60 歳以降も任意加入により納付していることから申立人の家族は 保険料納付に積極的であることがうかがえる。

さらに、申立人が居住している町では、役場から納付組織を通じてさかのぼって保険料納付ができる旨の説明を国民年金加入者に行っており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日である昭和 42 年6月1日に番号が払い出された同地域の被保険者の納付記録を見ると過年度納付により納付したものと推察できる者がみられ、保険料納付に積極的である申立人も同様に、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において時効にかからず納付可能である40年4月以降の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、役場において、申立人は結婚前の昭和 36 年 11 月に国民年金手帳の 交付を受け、さらに結婚後の 42 年 6 月に別番号(平成 4 年 7 月に結婚前の 番号に統合済み。)の手帳の交付を受けていることが確認でき、結婚前の手 帳は旧姓のままであり厚生年金保険に加入したことにより国民年金の資格喪失届出を行った記録はあるものの、それ以降は使用されておらず、この手帳により再度国民年金加入の手続及び保険料納付を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間のうち昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付してい たものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、昭和49年に市役所で夫婦同時に国民年金加入の手続をし、夫婦の保険料をまとめて納付した。この時の夫の仮領収書は保管しているが、私の仮領収書は紛失してしまった。夫婦二人分の保険料を納付したのに、私の年金記録だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後、還付による6か月の未納期間を除き、国民年金 保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫は、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で昭和 41 年 9月 10 日に払い出されており、保険料も基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられ、申立期間についても、夫の保険料は特例納付により納付されていることが確認できること、納付したとする時期は、第 2 回の特例納付の実施期間であることなどから、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良厚生年金 事案 248

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 31 年 9 月から 32 年 2 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和 31 年 9 月 10 日に、資格喪失日に係る記録を32 年 3 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 14 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月10日から32年3月1日まで

亡き夫は、昭和31年9月8日にB社を退職した後、翌年の32年3月4日にC社に入社するまでの期間、A社に間違いなく勤務していた。

社会保険庁の書類が手書きからコンピュータになっているので、切り替え時に何らかの手違いがあったのではないか。

調査して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社より提出された在職証明書及び申立人の元同僚の証言から申立人は同社に勤務していたことが認められる。

また、事業主(現会長)とその妻は、「申立人は同社に正社員として勤務 しており、同社の従業員はすべて厚生年金保険に加入していた。」と供述し ている。

さらに、元同僚は「昭和 31 年ころの従業員は 10 人ほどで、全員が厚生年金保険に加入し、それ以降も全員が厚生年金保険に加入しているはずであり、申立人だけ記録がない理由は思い当たらない。」と供述しており、事実、同僚が供述した従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数

が一致するため、当時、同社においては、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる上、事業主の妻は、「正社員として採用した者に試用期間はなく、入社と同時に厚生年金保険の加入手続をした。」としている。

加えて、前記の元同僚は「申立人と同時期に同社D出張所に勤務し、申立人は自分より後に入社し、正社員として勤務していた。」と具体的に述べているところ、社会保険庁の記録により当該同僚は、申立人が資格取得日として主張する昭和31年9月10日より20日前の同年8月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。また、当該同僚の供述から申立人の後任と考えられる事務担当者は、申立期間直後の32年3月3日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることからも、申立人の申立期間についての主張には信憑性が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 31 年 9 月 10 日から 32 年 3 月 1 日までA社に勤務し、31 年 9 月から 32 年 2 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、申立人と同質性の高い同僚の記録から、 5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の厚生年金保険料の給与控除に関する資料を保管していないため不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出の記録をしないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 60 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から60年1月まで

昭和52年に母に勧められて国民年金に加入した。その後、育児上の時間的な融通がつくことと厚生年金保険があることに魅力を感じ、会社に勤めた。昭和57年に第3子が生まれたので退職したが、その時、年金が途切れないように国民年金に加入したことと市役所出張所へ保険料を納めに行っていた記憶はあるが、30年も前のことで具体的なことは何も憶えていない。また、その後の転居で不要なものは処分してしまったので、証拠になるようなものは何も残っていない。納付していたはずなので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 10 月 31 日から国民年金に任意加入し、その後厚生年金保険に加入し退職した後、57 年 5 月に再度国民年金の加入手続を行い、自宅近くの市役所出張所で保険料を納めたとするが、申立人が所持している国民年金手帳及び市役所で保管している被保険者名簿には申立期間について再度任意加入の手続を行った形跡はみられず、納付した記録も確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 10 月 31 日に国民年金に任意加入した時に払い出されており、申立期間までの間に申立人の住所移動は無く、申立期間に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、保険料納付について「市役所の出張所で納付したと思う。」とするのみで、保険料額及び納付の頻度など具体的な納付状況の記憶が無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 37 年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで

私は、昭和36年4月ごろ、役場の職員から隣組を通じ国民年金の加入依頼があり、加入手続をした。申立期間当時は、年金に対する知識もあまり無く、2、3回保険料を納付しただけで中断した。それからまた、役場の職員に勧められ、国民年金の納付を始めた。年金手帳など、何も資料は残っていないが、加入したことは間違いないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年4月ごろ、役場の職員から隣組を通じて国民年金の加入を勧められ、自宅で加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は 37 年 11月 10日に払い出され、A町が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人の同名簿の取得年月日欄には、「37.10.22」と記載されており、この時点で、申立期間は、任意加入の期間であるため、さかのぼって納付できない期間であると考えられる。

また、申立人は昭和 25 年 1 月の結婚以降、申立期間後の 40 年 3 月まで A 町以外に住居を移動しておらず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 249

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月6日から39年3月31日まで

② 昭和39年7月22日から41年9月1日まで

申立期間前に勤務していた昭和34年6月10日から37年8月4日までの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を請求し受け取った覚えがあるが、申立期間の脱退手当金については請求した覚えがないため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の前に勤務していた期間に係る脱退手当金を申立期間①の前に受給したと主張しているが、申立期間①の前に脱退手当金の支給記録は無く、申立期間①の前の厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和 37年8月4日)から申立期間①の被保険者資格の取得日(昭和 37年8月6日)までは極めて短期間であり、この間に脱退手当金が支給されたとは考え難い上、申立期間①の前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く申立人の主張は不自然である。

また、脱退手当金を請求する際の最終事業所である申立期間②のA社(退職時にはB社)に係る被保険者名簿には、申立人に対し脱退手当金を支給した旨が記載されている上、オンライン記録により申立期間①、②及びそれ以前の期間はすべて同一の厚生年金保険被保険者番号により管理されていることが確認できる。さらに、当該脱退手当金はそれら3つの厚生年金保険被保険者期間を基礎として支給されており、その支給額に計算上の誤りは無く、最終事業所である申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年2月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 250

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月1日から51年10月1日まで

私は、採用面接の時に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険が適用されているという話を聞いていた。また、当時の同僚も厚生年金保険の記録があると聞いている。私の厚生年金保険の記録がないのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社で勤務していたと主張しているが、事業主の証言及び雇用保険の記録から、当時同事業主が経営し、A社と同住所に存在したB社で雇用されていたことが認められ、事業主及び同僚の供述により、申立人は、申立期間当時、実際にB社に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、B社は、A社のCを請け負っている事業所であったとしており、Cの業務を行う資格を有する申立人が当該事業所において雇用されていることに不自然さは無い。

しかし、申立期間について、A社及びB社は、社会保険庁の管理する記録において、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、事業主も「いずれの事業所においても厚生年金保険に加入したことはない」と明言している。

また、申立人がA社又はB社において、厚生年金保険の記録があるとした 同僚にも当該事業所の厚生年金保険の記録は確認できない。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。